

デジタルアーカイブ構築委託業務受託者評価基準

1. 選定実施機関

- (1) 評価は、「デジタルアーカイブ構築委託業務受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が実施する。
- (2) 選定委員会は、提出された技術提案書及びプレゼンテーションの内容についてこの「受託者評価基準」に基づき、採点及び評価を行う。

2. 決定方法

(1) 評価点の採点

見積価格が見積上限額以下である者の提案書について、選定委員が「デジタルアーカイブ構築委託業務受託者評価項目採点表」（以下「評価項目採点表」という。）に基づき採点する。

(2) 総合点数の算出

各選定委員の評価項目毎の評価点を合計し、平均値を算出した点数を「総合点」とする。

- (3) 有効な提案書を提出した参加者であって、「総合点」が最も高い者を受託先予定者とする。

(4) 受託候補者の選定にあたり「総合点」が同点の者が2以上あるときの対応

①参加者それぞれの「総合点」が同じで「見積価格」が異なる場合、「見積価格」が最も低い者を受託候補者とする。

②参加者それぞれの「総合点」及び「見積価格」が同じ場合、くじ引きにより受託候補者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途通知する。なお、くじを引かない者がいるときは、選定委員会委員長がこれに代わってくじを引く。

3. 評価点の採点方法及び評価基準

- (1) 各選定委員が「評価項目採点表」に基づき採点を行う。
- (2) プレゼンテーションの当日において、提案書に記載された内容以外の提案があった場合、これを評価の対象としない。

4. 評価点の配点割合

評価点は100点を満点とし、配点割合は「評価項目採点表」のとおりとする。